**第１号様式（第８条関係）**

年　　月　　日

　大阪府知事　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金交付申請書

　下記により中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金の交付を受けたいので、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第４条及び中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進補助金交付要綱第８条の規定に基づき、申請します。

記

１　補助事業の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業に要する経費  （総事業費） | 金　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | |
| 補助対象経費 | 金　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | |
| 補助金交付申請額  （千円未満切り捨て） | 金　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | |
| 補助事業の開始予定期日 | 年　　月　　日 | 補助事業の完了予定期日 | 年　　月　　日 |

２　申請者に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号  （法人のみ） | |  | | |
| フリガナ  法　　人  （個人事業主は商号・屋号） | |  | | |
| 本社・本部等所在地の住所  （個人事業主は主たる事業所所在地） | | （郵便番号　　　　　　） | | |
| 代表者 | 役職・ |  | | |
| 電話番号 |  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 施設の業態  （該当するチェックボックスにチェック） | | ・市町村から災害対策基本法に基づき指定された以下の施設  　指定緊急避難場所  　指定避難所  　指定一般避難所  　指定福祉避難所  ・日本標準産業分類に定める以下の分類  　中部類81　学校教育  　中分類83　医療業（ただし、歯科技工所は除く）  　中部類85　社会保険・社会福祉・介護事業 | | |

３　添付書類

　ア 交付決定通知書（国及び府内市町村の補助事業）の写し

※申請時において国及び府内市町村の補助事業の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類（補助金交付申請書等）の写しを添付し、決定後速やかに大阪府あて提出すること。

※国及び府内市町村の補助事業を申請されていない場合は提出不要です。

　イ　法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から３か月以内もの）

　ウ　税務署発行の納税証明書「その３の３」（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（発行日から３か月以内のもの））及び大阪府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金のないこと」の証明書（発行日から３か月以内のもの）

　エ　その他参考となる書類（知事が別に指示する書類等）

４　大阪府気候変動対策の推進に関する条例第９条第２項の規定に基づく対策計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 届出日 | 年　　　　月　　　日 |

５　脱炭素経営宣言

|  |  |
| --- | --- |
| 宣言日 | 年　　　　月　　　日 |

※脱炭素経営宣言について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/datsutanso_sengen/index.html>

６　連絡先担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者（役職・） |  | | |
| 電話番号 |  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 送付先住所 | (郵便番号 ) | | |

**第１号様式（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙①（ZEV用）**

ZEV（ゼロエミッション車）

|  |  |
| --- | --- |
| ZEVを導入する施設の名称及び所在地 | 名　称：  所在地： |
| 導入するZEVの使用の本拠の位置 |  |
| 導入するZEVの種別等 | メーカー名：  車名：  型式： |
| 事業完了（予定）日  ※ZEVの新車新規登録日又は外部給電器若しくは急速充電設備を設置する日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 金　　　　　　　　円 |
| 交付申請等を行った国及び府内市町村の  補助事業  （該当するチェックボックスにチェック） | 国補助金  　府内市町村（　　　　　　）※市町村名を記入 |
| 国補助事業等の交付決定(申請)額 | ・国補助金　　　金　　　　　　　　 　円  ・府内市町村　　金　　　　　　　　　 円 |
| 導入台数 | 台 |
| 補助金交付申請額  (上限を超える場合は上限額。千円未満切り捨て。) | 金　　　　　　　　円 |

（注）１　補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

　　　２　リースの場合はリース期間中のリース料の総額を記載すること。

**第１号様式（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　別紙②（外部給電器、急速充電設備用）**

外部給電器、急速充電設備

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象車両等を導入する施設の名称及び所在地 | 名　称：  所在地： |
| 導入設備等  ※該当するものをチェックすること。 | □外部給電器  メーカー名：  型式：  □急速充電設備  メーカー名：  型式：  出力：  充電口数： |
| 事業完了（予定）日  ※ZEVの新車新規登録日又は外部給電器若しくは急速充電設備を設置する日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 導入基数 | □外部給電器 　　　 　 　 　 　基  □急速充電設備 　　　 　 　 　基 |
| 補助対象経費（本体等価格） | 金　　　　　　　　円  　　（金 　　　円／基 ） |
| 補助金交付申請額（本体等価格）  (千円未満切り捨て。) | 金　　　　　　　　円 |

（注）１　補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

２　リースの場合はリース期間中のリース料の総額を記載すること。

**第１号様式（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙③-１**

**要件確認申立書**

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業の補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　　立　　事　　項 | | |
| １ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する**暴力団**、同法第２条第６号に規定する**暴力団員**、大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する**暴力団密接関係者**である。  ※「暴力団密接関係者」については、次の２～６も確認してください。 | はい・いいえ |
| ２ | 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、**暴力団**又は**暴力団員**を利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ３ | **暴力団**又は**暴力団員**に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に**暴力団**の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 | はい・いいえ |
| ４ | **暴力団**又は**暴力団員**であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ５ | **暴力団**又は**暴力団員**と社会的に非難されるべき関係を有している。 | はい・いいえ |
| ６ | （事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記２～５のいずれかに該当する者がいる。  ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者 | はい・いいえ |
| ７ | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ８ | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ９ | 規則第２条第２号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。 | はい・いいえ |
| 10 | 間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。 | はい・いいえ |
| 11 | 暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。 | はい・いいえ |

※「１」～「８」で「はい」に「○」を付けた場合及び「９」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

　　　　年　　月　　日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

**第１号様式（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙③-２**

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業の補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第２条第２号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第２６条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | | 生年月日（半角） | | | | 性別 | 住所（所在地） |
| ｶﾅ（半角） | 漢字 | 元号 | 年 | 月 | 日 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　年　　月　　日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

**第１号様式（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙④**

年　　月　　日

　大阪府知事　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金に関する誓約書

　中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業の補助金を交付申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

各項目を確認し、確認欄にチェックを記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | | 確認欄 |
| １ | 本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽はありません。 |  |
| ２ | 本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、本補助金の返還の支払いに応じます。 |  |
| ３ | 大阪府からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。 |  |
| ４ | 府税（都道府県税）は完納しています。 |  |
| ５ | 本補助金を受けた事業者名・施設の名称・所在地、補助対象車両等（ZEV、外部給電器及び急速充電設備）の台数及びその他知事が必要と認めるものの公表について同意します。  また、公表については、充電設備を設置する駐車場を有する施設の管理者等の了承を得ています。 |  |
| ６ | 使用人その他従業員に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者はいません。 |  |
| ７ | ※ZEVの補助額が10万円の方のみチェックしてください。  本補助金で導入するZEVは、大阪府以外の補助金の交付を受けた場合であっても、同種または同規模程度のガソリン車と比較して10万円以上の差額があります。 |  |
| ８ | ※急速充電設備を申請する場合のみチェックしてください。  充電設備を設置する土地の利用の権利を有しています。また、必要に応じてそれを証する書類などを大阪府へ提示します。 |  |